消費税率引き上げに伴う「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」について

★組合が行う「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」とは？

平成 26 年４月１日からの消費税率の引き上げに伴い、**平成 26 年４月１日～平成 29 年３月 31 日までの間における商品又は役務の提供を対象として**、公正取引委員会へ事前に届出を行うことを条件に、事業者又は事業者団体が「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為」について、総会等で決議することにより、独占禁止法に違反することなく行うことができる制度が設けられています。

１．転嫁カルテル：消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

※転嫁カルテルは、参加事業者の３分の２以上が中小企業者であることが必要です。
①各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税分を上乗せする旨の決定
②消費税率引き上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を切り上げ、切り捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
（例：本体価格９８円×消費税率８％→消費税額７．８４円→８円）

２．表示カルテル：消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

※表示カルテルは、全ての事業者や事業者団体に認められます。
①消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定
（例）「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する旨の決定
「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示する旨の決定
個々の値札に、税抜き価格を表示した上「＋税」と表示する旨の決定
②価格交渉を行う際に税抜き価格を提示する旨の決定

☆個別相談（窓口）及び専門家派遣を実施しております！

消費税転嫁対策窓口相談事業「個別相談窓口」のご案内

本会では、消費税転嫁対策事業として消費税率の引き上げや制度改正等によって生じる個別課題等に対するご相談をお受けしております。

８月８日付でお送りしております文書（千中発 357 号）でご案内のとおり、専門的な内容につきましては、「個別相談窓口」を 11 月以降も下記の日程で設置しており、ご相談は無料です（要予約）。お気軽にご相談下さい。

【個別相談窓口事業（専門家相談日）：専門家相談の時間帯：１４時～１７時】
○１１月：５日（水）、１４日（金）、１９日（水）、２８日（金）
○１２月：３日（水）、５日（金）、１０日（水）、１２日（金）、１７日（水）
○１月：１４日（水）、２１日（水）
○相談場所：千葉市中央区富士見２－２２－２　千葉中央駅前ビル
※消費税転嫁対策については、専門家派遣事業（無料）も実施しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

◎申込み・問合せ先：千葉県中小企業団体中央会　商業連携支援部（担当：新井）
TEL：043-306-3284　　FAX：043-227-0566

「経済の好循環」の実現

平成27年度 経済産業政策の重点

～『日本再興戦略』改訂版を迅速かつ着実に実行する～

◆中小企業対策費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度（要求）	特別枠
政府全体	1，811億円	1，853億円	2，416億円	983億円
計上	1，071億円	1，111億円	1，295億円	441億円

※ 25 年度の復旧・復興経費を含む中小企業・小規模事業者関係予算は政府全体で 2,963 億円（うち経産省関連分は 1,947 億円）。
※ 26 年度の復旧・復興経費を含む中小企業・小規模事業者関係予算は政府全体で 2,242 億円（うち経産省関連分は 1,448 億円）。
※経済産業省 27 年度要求額のうち金融支援は 789 億円（26 当初：286 億円）

○アベノミクスによる景気回復を経済の好循環につなげていくために予算・政策資源を重点的に配分する
○日本の稼ぐ力の強化、中小企業・小規模事業者の活性化、環境・エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造を実現する
○これらの効果を全国津々浦々へと波及させるべく、地域経済の持続性確保に向けた取組を特に協力に推進する

「経済の好循環」の実現

『日本再興戦略』改訂版を迅速かつ着実に実行する

日本の稼ぐ力の強化

国内における環境整備

(1)立地競争力の強化
◇法人実効税率の引下げ
◇エネルギーコストの低減

(2)ベンチャーの創出

(3)大胆な事業再編の促進
◇産業競争力強化法の活用

(4)イノベーションシステムの構築
◇産総研、NEDOによる技術シーズを事業化に繋ぐ橋渡し機能の強化
◇企業と大学・研究機関等とのオープンイノベーション促進
◇イノベーション創出のための知的財産システムの強化、標準化官民戦略の推進
◇IT社会の実現促進、健康産業の活性化、ロボットの開発・普及の促進

(5)労働移動の円滑化や、女性・高齢者等多様な人材の活躍促進

海外市場の獲得と投資の呼び込み

(1)経済連携の加速
◇TPP、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAの推進

(2)海外市場の獲得
◇海外におけるルール形成への働きかけをはじめとした新興国戦略の深化
◇官民協調でのインフラシステム輸出
◇クールジャパンの推進
◇JETROの機能強化

(3)対内直接投資の推進
◇「対日直接投資推進会議」を司令塔とした政府横断での対内投資案件の発掘・誘致

中小企業・小規模事業者の活性化

(1)小規模事業者支援策の強化
◇小規模基本法に基づく基本計画の策定と小規模事業者への支援拡充

(2)中小企業・小規模事業者のイノベーション推進
◇中小企業と大学・公設試等が共同で行う新製品・新サービスの開発の促進

(3)起業・創業の推進、事業承継・事業引継・廃業円滑化
◇「事業引継ぎ支援センター」の機能強化
◇既存事業の廃業支援と一体となった第二創業への支援
◇廃業や事業承継円滑化のための小規模企業共済の制度改善
◇NPOに対する支援拡充

(4)消費税転嫁対策の推進

環境・エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造の実現

(1)エネルギー基本計画の具体化
◇徹底した省エネルギーの推進
◇国民負担とバランスを取りながらの再エネの最大限導入、水素社会の実現に向けた取り組み
◇安全性が確認された原子力発電の活用
◇資源の供給源の多角化、海洋資源開発の推進
◇石油・LPｶﾞｽｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝ等維持・強化
◇電力システム改革の断行

(2)エネルギー・ベストミックスの構築

(3)攻めの地球温暖化外交戦略

人口減少下での地域経済再生（ローカル・アベノミクス）、5つの戦略

「まち・ひと・しごと創生本部」の場を通じ、他省庁と連携して政策を展開する

第1の戦略 地域の産業集積の競争力向上
◇市場のニーズと中核企業の技術シーズのマッチング支援、裾野の中小企業との連携支援
◇産総研等との共同研究への支援
◇海外販路開拓の支援
◇海外企業による地方への投資促進
◇大企業による地域経済への貢献

第2の戦略 地域発ベンチャーの創出
◇女性や若者等の創業（NPOを含む）や第二創業（既存事業者の新事業への転換）の支援
◇政府調達への参入促進
◇ベンチャー創造協議会の創設
◇起業家教育の充実

第3の戦略 地域サービス業の生産性向上・市場創出
◇革新的なサービス開発やIT投資の促進、女性・高齢者等の活躍促進
◇大学におけるサービス経営人材の育成の強化
◇「日本サービス大賞（仮称）」の創設
◇中小サービス業でも活用できるロボットの開発・普及促進
◇地域分散型再生可能エネルギーの推進

第4の戦略 地域のブランド化
◇市町村と一体となった、消費者に訴求する地域ブランド開発への支援
◇商品開発から販路開拓までを一貫して行える人材の育成
◇地域視点でのクールジャパンの推進

第5の戦略 生活サービスの確保と地域経済圏の再構築
◇ヘルスケアビジネスをはじめとする地域ビジネスの効率化・付加価値向上
◇買物弱者対策など、地域の課題解決に貢献するNPO等支援
◇コンパクトシティの推進

◎詳しくは、経済産業省のホームページをご確認下さい。

★職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまへ

トライアル雇用奨励金のご案内

トライアル雇用奨励金は、平成26年３月１日より対象者要件等が見直され、学校卒業後安定した職業に就いていない方、妊娠、出産・育児を理由に離職し、１年以上安定した職業に就いていない方等、安定的な就職が困難な求職者について、より広く適格に有効活用されるように拡充されております。※障害者トライアル雇用を除きます。

≪制度の内容≫

１．制度の目的

職業経験、技能、知識等の不足から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク等の紹介により一定期間雇用した場合に、事業主に対して助成するものであり、制度の対象となる求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

２．受給要件

（１）トライアル雇用対象労働者を**ハローワークの紹介により雇い入れること**
（２）**原則３か月**のトライアル雇用を行うこと
（３）**１週間の所定労働時間が原則30時間**を下回らないこと
※この他にも、雇用関係助成金共通の要件など、いくつかの受給要件がありますので、詳しくはお近くのハローワークにお問合せください。
※トライアル雇用を活用するためには、トライアル雇用求人を出していることが前提となります。

３．支給額等

（支給対象期間）トライアル雇用に係る**雇い入れの日から１か月単位で最長３か月間**
（支　給　額）**対象者１人当たり、月額４万円（最大３か月、１２万円）**
※支給を受けるためには一定の要件を満たすことが必要です。

４．トライアル雇用の流れ

※ハローワークから紹介を受けた場合

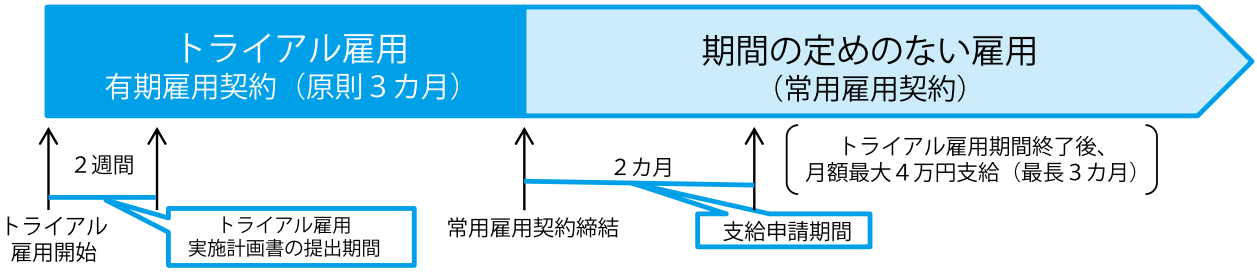

※トライアル雇用制度を活用する場合、実施計画書及び支給申請書の提出が必要です。
それぞれ提出期限がありますので、ご注意下さい。

◎詳しくは、千葉労働局又はお近くのハローワークへお問い合わせ下さい。